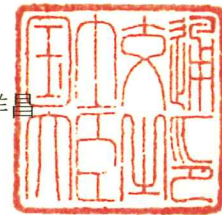


認 定 書

国 住 参 建 第 1509 号
令和 7 年 7 月 23 日

株式会社タニタハウジングウェア
代表取締役社長 谷田 泰 様

国土交通大臣 中野 洋昌



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 2 条第七号の二及び同法施行令第 107 条の 2 第一号から第三号まで（外壁（耐力壁）：各 45 分間）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
QF045BE-1515-1(2)
2. 認定をした構造方法等の名称
人造鉱物繊維断熱材充てん／鋼板・下張材〔木質系ボード、セメント板又は火山性ガラス質複層板〕表張／せっこうボード重・下張材〔木質系ボード、セメント板又は火山性ガラス質複層板〕裏張／木製軸組造外壁
3. 認定をした構造方法等の内容
別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。